

昭和 38 年 1 月 17 日
陸上自衛隊達第 24—10 号

改正 昭和 48 年 4 月 19 日達第 24—10—1 号 昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号
平成 17 年 3 月 24 日達第 122—195 号 平成 22 年 3 月 23 日達第 122—241 号
平成 30 年 3 月 27 日達第 24—10—2 号

警衛勤務部隊職員服装規則（昭和 31 年陸上自衛隊達第 40—13 号）の全部を
改正する。

陸上幕僚長 陸将 大森 寛

陸上自衛隊守衛服装規則

（目的）

第 1 条 この達は、事務官等で警衛勤務に服務する者（以下「守衛」とい
う。）の服制及び着用について規定することを目的とする。

（服制）

第 2 条 守衛の服制は、別表によるほか自衛官の服制の例による。

（着用の心得）

第 3 条 守衛は、勤務時間中はこの達の定めるところに従い正しく制服等を着
用し、常に服装及び容儀を端正にして規律と品位を保つよう努めなければな
らない。

（夏期及び冬期）

第 4 条 制服着用についての夏期及び冬期の区分は、当該駐屯地における自衛
官の例による。

（常装）

第 5 条 守衛は、通常常装するものとする。

2 守衛は、常装をする場合には、次の各号に掲げるものを着用する。

- (1) 冬服（上衣及びズボン）
- (2) 夏服（上衣及びズボン）
- (3) 正帽
- (4) 帽日おおい（冬服を着用する場合を除く。）
- (5) ワイシャツ（夏服上衣を着用する場合を除く。）
- (6) ネクタイ（夏服上衣を着用する場合を除く。）
- (7) 短靴又は半長靴
- (8) バンド及びバックル
- (9) 勤務腕章

(警備装)

第6条 守衛は、駐屯地司令の定める場合には、警備装をするものとする。

2 守衛は、警備装をする場合には、通常次の各号に掲げるものを着用する。

- (1) 作業服（上衣及びズボン）
- (2) 作業帽又は必要に応じ鉄帽若しくは鉄帽用中帽
- (3) ワイシャツ
- (4) ネクタイ
- (5) 半長靴
- (6) バンド及びバックル
- (7) 警衛用帯革及び警棒

(その他の被服の着用)

第7条 守衛は、雨雪の場合には、雨衣、正帽雨おおいを着用することができる。

2 守衛は、駐屯地司令の定めるところにより外とう又は手袋を着用することができる。

3 守衛は、駐屯地司令の定めるところにより自衛官に準じ、防寒被服、ゴム長靴を着用することができる。

(き章等の着用)

第8条 帽章その他のき章等の着用は、次による。

- (1) 帽章は、正帽につける。帽章の取付け位置は、正面蛇腹の中央部とする。
- (2) 勤務腕章は、右腕につける。

附 則

この達は、昭和38年3月1日から施行する。ただし、別表中冬服上衣及び守衛用外とうに係る改正規定は、昭和38年9月1日から適用する。

附 則（昭和48年4月19日陸上自衛隊達第24—10—1号）

- 1 この達は、昭和48年4月19日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に保有する従前の品目はなお当分の間使用することができる。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（平成17年3月24日陸上自衛隊達第122—195号）

この達は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 122-241 号）

この達は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 24-10-2 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

別 表

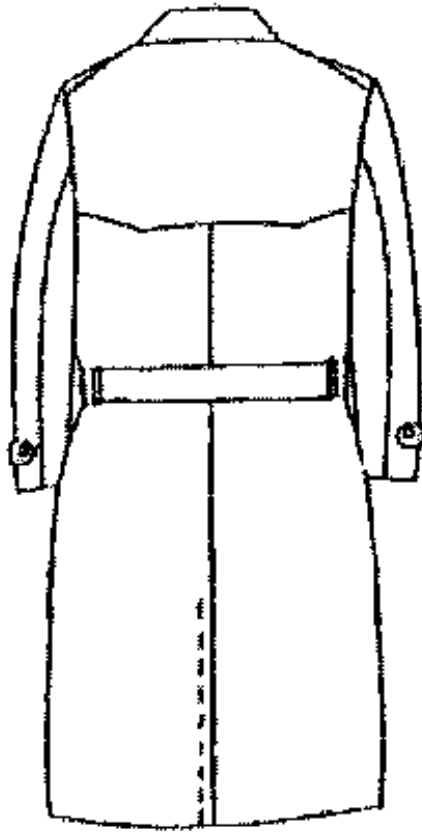
冬服 上衣	地質	黒色の毛織物、化学繊維物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	
	製式	襟	セミピークドラペルとする。
		肩章	外側の端をそで付に縫い込み、又は着脱できるようにし、襟側を隠しボタン一個で留める。
		前面	中央にいぶし銀色のボタン四個を一行につける。胸部の左右に各一個のふた及びひだをつけたポケットをつけ、いぶし銀色のボタン各一個でそのふたを留める。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。
		後面	すそをさく。
		そで	長そでとする。
		形状は、図のとおりとする。	
冬服 ズボン	地質	冬服上衣と同じとする。	
	製式	長ズボンとする。両わき及び後面の左右に各一個の隠しポケットをつけ、後面のポケットは舌をつけ、黒色のボタン一個で留める。胴回りに六個のバンド通しをつける。すそ口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。	
第1 種夏 服上 衣	地質	紺色の毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	
	製式	襟	折襟とする。
		肩章	外側の端をそで付に縫い込み、襟側を黒色のボタン一個で留める。
		前面	中央に黒色のボタン七個を一行につける。胸部の左右に各一個のふたつきポケットをつけ、黒色のボタン各一個でそのふたを留める。
		そで	長そでとし、そで口にカフスをつけ、黒色のボタン一個で留める。
		形状は、図のとおりとする。	
第2 種夏 服上 衣	地質	第1種夏服上衣と同じとする。	
	製式	襟	開き襟とする。
		肩章	外側の端をそで付に縫い込み、襟側を黒色のボタン一個で留める。
		前面	中央に黒色のボタン六個を一行につける。胸部の左右に

		各一個のふたつきポケットをつけ、黒色のボタン各一個でそのふたを留める。
	そで	半そでとする。
		形状は、図のとおりとする。
夏服 ズボン	地質	第1種夏服上衣と同じとする。
	製式	冬服ズボンと同じとする。ただし、ボタンは黒色とする。
正帽	地質	黒色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	製式	円型とし、黒色の革製又は合成樹脂製の前ひさし及びあごひもをつける。あごひもの両端は、帽の両側において、いぶし銀色の耳ボタン各一個で留める。帽の腰回りには、生地と同色のなな子織の周章をつける。天井の両側に各二個のはと目をつけ、通風口とする。正面中央に一個のはと目をつけ、帽章の付着位置とする。形状は、図のとおりとする。
帽 日 お お い	地質	白色の綿織物又は綿交織織物とする。
		形状は図のとおりとする。
ワ イ シ ャ ツ	地質	白色の絹織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	製式	第2種夏服上衣と同じとする。ただし、ボタンは白色とする。
ネ ク タイ	地質	黒色の絹織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
		形状は図のとおりとする。
外と う	地質	濃紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	えり	ノッチドラペルとする。
	肩章	外側の端をそで付に縫い込み、えり側を黒色のボタン1個で留める。
	前面	ダブルとし、黒色のボタン各4個を2行につける。腰部の左右に各1個のふたつき隠しポケットを斜めにつける。
	後面	すそをさく。
	そで	長そでとし、そで口にバンドをつけ、黒色のボタン1個

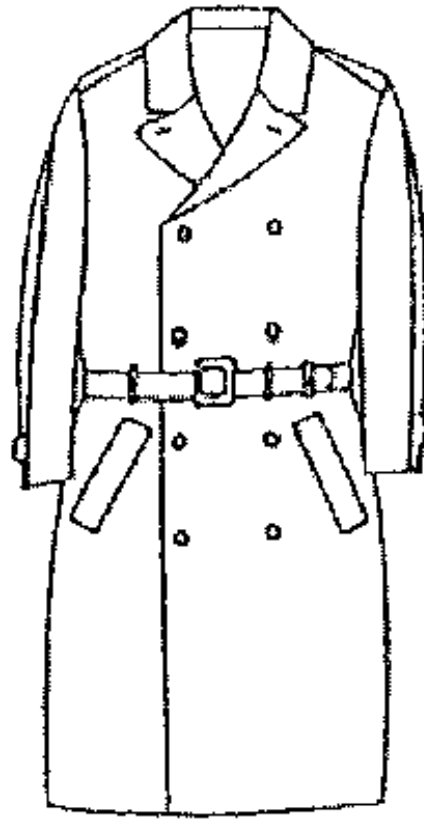
		で留める。
	その他	胴まわりにともぎれのバンド通し4個及びバンド1個をつけ、黒色のバックルで留める。冬期のための着脱式の裏をつける。
	形状は図のとおりとする。	
短靴	黒色の革及び合成繊維製とし、形状は、図のとおりとする。	
半長靴	半長靴（陸上自衛官用）と同じとする。	
帽章	いぶし銀色の金属製とし、桜星を中心に桜葉及び桜つぼみを周辺に配したものとする。形状および寸法は、図のとおりとする。	
バンド	地質	黒色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、銀色のバックルをつける。
	形状は図のとおりとする。	

外 と う

(後面)

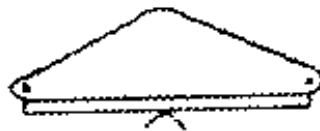


(前面)

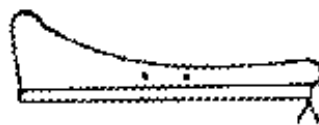


帽 日 お お い

(前 面)



(側 面)



冬服上衣

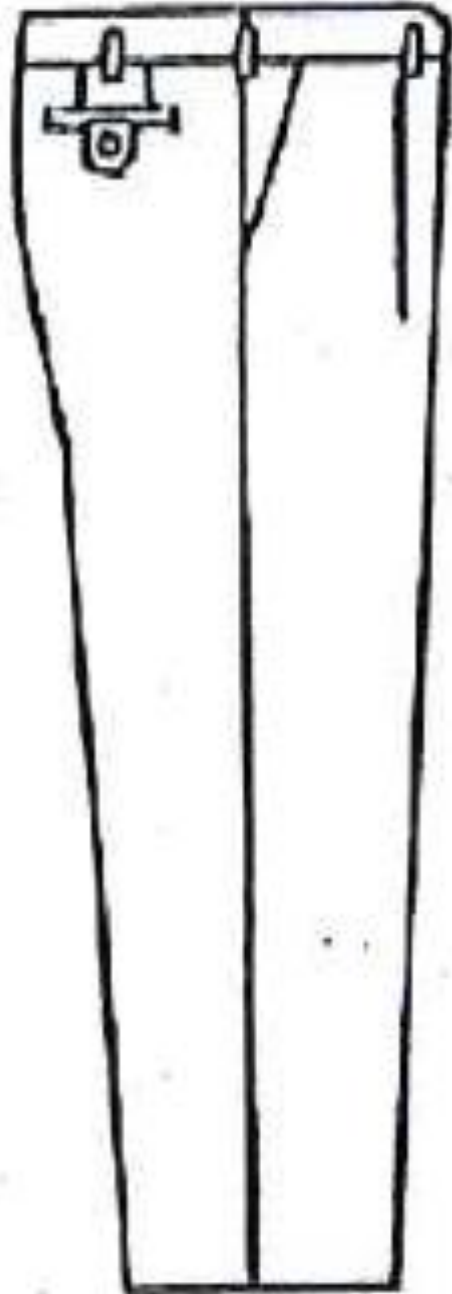
(後面)



(前面)

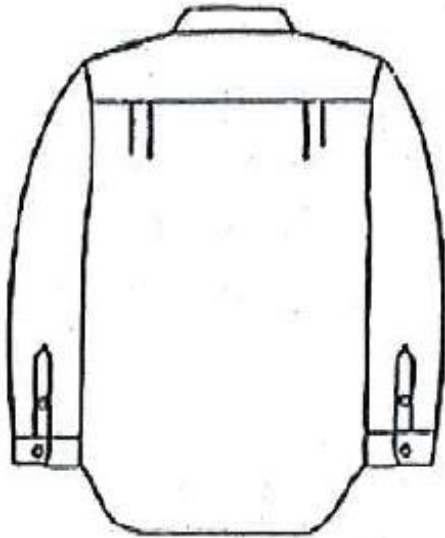


冬服ズボン



第2種夏服上衣

(後面)



(前面)



第3種夏服上衣

(後面)

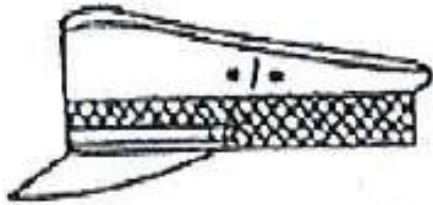


(前面)

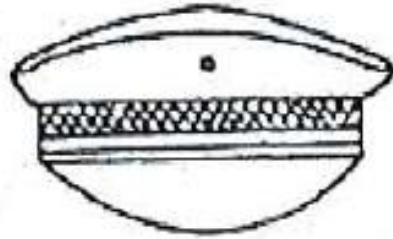


制 帽

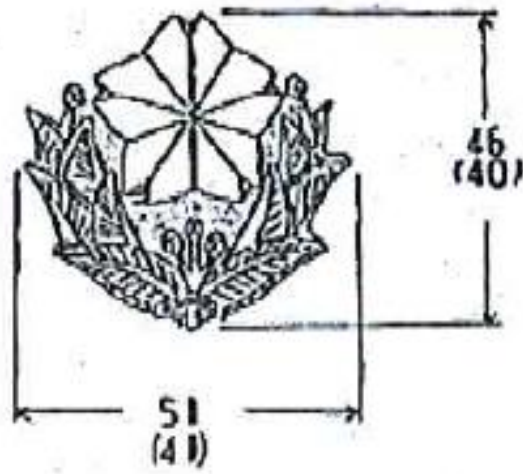
(侧面)



(前面)



帽章



ネクタイ



短靴



バンド

